

## 平成28年第1回土幌町議会定例会

### 1 議事日程第2号 3月8日(火曜日)午前10時開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2		一般質問
		1 加藤 宏一議員 環境宣言に沿った町づくりの現状と今後について
		2 飯島 勝議員 農作業事故防止の安全対策について
		3 和田 鶴三議員 介護保険制度改正で要支援1・2の対応は
		4 清水 秀雄議員 水中ウォーキングに係る交通対策について
日程番号3	議案第17号	土幌町課設置条例の一部を改正する条例
日程番号4	議案第18号	土幌町子ども交流センター設置条例案
日程番号5	議案第19号	土幌町学童保育所条例の全部を改正する条例案
日程番号6	議案第20号	土幌町地域創造発信拠点施設設置条例案
日程番号7	議案第21号	土幌町役場出張所設置条例案
日程番号8	議案第22号	土幌町行政不服審査会条例案
日程番号9	議案第23号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
日程番号10	議案第24号	土幌町防災会議条例の一部を改正する条例案
日程番号11	議案第25号	土幌町職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号12	議案第26号	土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号13	議案第27号	土幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案
日程番号14	議案第28号	土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
日程番号15	会議案第1号	土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案
日程番号16	議案第29号	平成28年度土幌町一般会計予算
日程番号17	議案第30号	平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
日程番号18	議案第31号	平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程番号19	議案第32号	平成28年度土幌町介護保険事業特別会計予算
日程番号20	議案第33号	平成28年度土幌町介護保険サービス事業特別会計予算
日程番号21	議案第34号	平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
日程番号22	議案第35号	平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
日程番号23	議案第36号	平成28年度土幌町農業共済事業特別会計予算
日程番号24	議案第37号	平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

## 2 出席議員（11名）

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司	

## 3 欠席議員（1名）

10番 大西 米明

## 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

## 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文
こども課長	高橋 典代	消防署長補佐	土屋 政勝

## 6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	辻 亨
給食センター所長	鈴木 典人	高校事務長	藤村 延

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	瀬口 豊子	総務係長	藤内 和三
------	-------	------	-------

## 9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

加納議長

ただいまの出席議員は11名です。  
なお、10番、大西議員は公務出張のため欠席届が出ていますので、報告します。  
定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

1

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、秋間紘一議員及び5番、河口和吉議員を指名いたします。

2

日程第2、一般質問を行います。

それでは、発言を許します。

質問順位1番、加藤宏一議員、環境宣言に沿ったまちづくりの現状と今後についてを町長に質問を行います。

加藤議員

それでは、おはようございます。私は、件名にあるとおりに、環境宣言に沿ったまちづくりの現状と今後についてということで質問させていただきます。

我が町は、平成21年3月に環境基本計画をもとに土幌町環境宣言を策定しました。そこで、環境宣言に基づいた今日までの施策としての取り組み現状と今後町政の中にどのように取り組んでまちづくりに反映させていくのかを町長の考えを伺います。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、おはようございます。加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成21年の第1回定例会において掲げさせていただきました土幌町環境宣言は、本町の緑豊かな環境を守り育てるとともに、かけがえのない環境を次世代へ引き継ぐため、環境に優しい町とすることを決意し、宣言したもので、家庭や地域から地域環境を守る取り組みを初め、5つの基本方針についてうたったものであります。環境宣言後には、役場庁舎の壁かけサインを設置するとともに、総合研修センター等々の公共施設へ宣言文のパネルを設置し、環境宣言自治体であることをアピールするとともに、意識づくりの啓発を行っているところであります。

環境宣言に基づく取り組みについては、平成20年3月に策定した環境基本計画に沿って幅広く推進していくものでありますが、特に地球温暖化対策としてエネルギー問題が取り沙汰される中、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入に向け、平成21年度から住宅用太陽光発電システムの設置の助成のほか、川西へき地保育所や土幌小学校、中央中学校等の公共施設に太陽光発電システムの設備、中土幌地区へメガソーラーの整備に取り組んだところであります。また、畜産環境の改善に向けたバイオガスプラントについても積極的に導入の推進を図ったところであります。

今後のまちづくりの取り組みについては、平成28年度からスタートとなる第6期町づくり総合計画の中でも豊かな環境を守り育てるとして基本目標に掲げており、持続可能な循環型社会を形成するためには環境への配慮なくしてはあり得ないものと認識をしているところであります。従前から取り組んでいる公害防止対策、ごみの適正処理、快

加納議長  
加藤議員

適環境づくり事業、自然環境保全対策、省エネ対策として取り組んでいる環境マネジメントシステムや照明等のLED化、再生可能エネルギーの導入、地域住民の参加による100年の森づくり事業の推進など、町の主要事業の実施に当たっては環境配慮の視点を持ちながら進めるとともに、環境宣言の趣旨を体しながら、農村における環境対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。11番、加藤議員。

町長からの答弁をいただきました。

まず最初に、環境宣言の宣言書です。庁舎内にも張ってあります。総研、コミセン、そして病院、各小学校、公民館等にも設置してあります。どれぐらいの方がそれを見ていただいて、理解していただいているのかなというところが一番最初の私の疑問でした。私自身もこの議会の中で決算報告の中で、こういったL A S—Eの取り組みをしていますよ、省エネに向けて努力しています、そういう報告は受けます。ですが、町民の皆さんはどこまでそれを、その宣言書に沿ったまちづくりをしているのかということが多分伝わっていないのではないかと。私の友達に聞いても、ああ、こんなの張ってあったのだね、ところで中身は何さということの問いかけのほうが非常に多うございます。

確かにあの文言は、子供たちにもわかりやすく、ハチドリに例えて、私のできることはほんのわずかですけれども、1つずつ努力、協力をしていきたいというような言葉になっていたと思います。具体的に5項目の宣言の中でうたっておりますけれども、なかなか浸透していない。今町長の答弁の中には確かに多くの取り組みをされているのを私も理解はしています。それは、あくまでも私が議員だからです。この場にいろいろな資料をいただいている。だからなのです。

1つ、まずごみの適正処理ということで町長が今答弁の中にありました。我が町もごみの分別処理に関しては非常に熱心にやっている自治体だと私は思っています。たまたま環境の委員をやっていたこともありまして、若干調べさせていただきました。雑駁な金額なのですが、平成21年から26年までの数字を調べさせていただきました。経常経費と臨時経費合わせると土幌の持ち分は大体21年ですと1億400万円ほど、減価償却も下がりまして26年には5,700万円ほどまで下がっているのです。町民1人当たりの負担額というのはどれぐらいかかるかといいますと、平成21年ですと1万5,757円、単純に人口割の数字です。ところが、26年に至っては9,093円という金額まで下がるのです。これは、先ほどのハチドリの話ではございませんけれども、環境を考え、資源を分けてしっかり資源化していこうという努力が多分この数字につながっているのだと思うのです。

ところが、現実こうやって僕が計算をすると、なるほど1万四、五

千円も下がったのだね、ここ5、6年でということになるかもしれませんが。しかし、いざ毎日をごみを分別されている家庭の方々、子供たち、職場で、職域で、いろいろ資源を分けている方々もこれがどれほどの効果に至っているかということはどなたも多分数字的に見たことはないのだろうと。町の予算報告、決算報告の中でも、確かにごみに係る経費はこれぐらいになりましたよと、資源がこれぐらいの金額になりましたよというふうになっています。でも、それはあくまでも結果の数字であって、もしそれをしなかったら今はどんなことになっていたのだろうと。もっとわかりやすく今の努力、分別を一生懸命やっている皆さんのために伝えられる方法を何とか考慮できないか。それは、これから先に向けてこの町が環境宣言をした、その自治体としての姿のあるべき方向ではないかなと思うのです。自分たちの努力がどれほど効果が出ていたのか、町民にやりがいを持たせていただくということが、これからのせつかくの宣言の中でごみを一つ考えるとそういったやり方が私は必要ではないかなと思うのです。

今行政の中では見える化という言葉をよく使われます。数字を見やすく、皆さんに理解していただきたいというような発想だったと思うのですけれども、見える化というのは見てもらわなければならないのです。それは、あくまでも閲覧しているのと同じことであって、伝えていかなければやっぱり伝わらないです。できれば伝える化の中で、町民がやる気になれるような、日々の努力が実を結んでいくような形が伝わるような、それをやって初めて環境宣言の中の文言が生きてくるのではないかなと私は思うのですけれども、町長の考えを伺いたいと思います。お願いします。

加納議長  
小林町長

町長、答弁願います。

それでは、加藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

宣言をして、公共施設等にいろんな掲示をして啓蒙しているのですけれども、それがいかに町民の皆さん、特に子供さんたちに浸透しているかという、そこはちょっと不十分な面もあるのでないかということでもありますから、もう少し広報とかいろんな形をつくりながら、特に教育の現場で環境に対することを理解できるようなことを取り組みないか、今後教育委員会とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、ごみの分別については、2町で共同しながら取り組んでいるところでもありますけれども、それぞれ資源、燃えるごみ、あるいは燃えないごみというふうに分選をしながら取り組んでいるのですけれども、当時うちで破砕機を入れたのですけれども、燃えるごみは10年前でもうあと3年くらいしかもたないという、そういう状況の中で破砕機を入れて、それがやっとな今の状況のあと7年近くもつというこ

とでありますから、そういう分別をしながらいろんな施設整備をしていったことが施設の延命にもつながっているということでもありますから、今後とも土幌町における分別とともに、上土幌と構成する2町の事務処理組合の中で、よりごみ施設が延命できるような取り組みを徹底をしていきたいと思えます。

それから、最後に見える化の話がありましたけれども、いろんなことで発信をきちんとしていくということが私どもごみの問題だけでなく町の取り組みとしては重要だということでもありますけれども、今の加藤議員の提言のとおり、少し発信をする、わかりやすいお知らせをしていくということに留意していきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

加納議長  
加藤議員

再質問があれば、加藤議員。

ぜひまず伝えること、そしてお互いが今の努力を共有して、お互い形としてなっていくねと、将来的にこんなまちづくりになっていくよねというような具体的なものを提案していかないと、多分日々の努力は、町民課がうるさいわ、本当にごみに関してクレームが多くてということの日々の繰り返しでは気持ちもなえてしまいます。せっかくここまで習慣づいてきたごみの分別、そして資源化ということがもう一歩進めるのであれば、私は何よりかなと思えます。

例を上げると、徳島県の上勝町、実は私も所管調査で行かせていただきました。人口2,000人の町です。高齢化率がもう50%を超えている。そんな町ですけども、ごみゼロ宣言というのをされました。全てを分けると全てが資源になる。34品目まで分別をします。なぜそこまでするのか。その中のいい例えがございました。町民みんなが未来の子供たちに汚れた環境を残したくないと。全てを資源にできるのであれば、資源にする。そうしていくことが未来へこの町を美しいまま残してあげれるという思いがまず原点にあるということなのです。それが2,000人だから、少ないからできるとか、そういう問題ではないです。意識のつけ方、そして自分の努力がちゃんと何円の回収率に、負担になっていくのだよと、ごみに入れてしまうと負担率がこれぐらい上がるのだということがすごくわかるようにしてありました。私もホームページ見たときに、なるほどそこまでコストのことを、1つ分別しないとコストがこれだけかかっていくのだよということの伝え方もよくされているところだなと思えました。いい自治体だなと思っていますし、そういった手本をまねするところはまねして、お互いの町の環境をみんなで守って未来へつなげていきたいなとも思っております。

次ですけども、エネルギーの話も町長されました。地球温暖化対策として、平成15年から16年にかけて土幌町がバイオガスの施設をつくりました。これが起爆剤となりまして、今町内にはあと9基ふえま

した。いずれ12基までいくのではないかとこのところまで、今検討も含めてそこまできています。ソーラーに関して、個々のものも含めて67件、個人の住宅の分だけです。あと公共の部分8件、相当な発電量までいきました。これがこの先私も実はバイオガスというのはもっともって牛屋さんがやってくれるのかなと思うと、ちゃんと理屈がありまして、フリーストールで100頭以上の飼育をしていて、耕地面積がある程度少ない方でなければこういう利活用の仕方はしづらいというような一応農協で出した統計というものがございました。これから先は多分20までいくと大体マックスなのかなと思います。ところが、この取り組みは、我が町が一番最初に取り組んだことが今こうやってつながっていったのかなと思います。エネルギー、電気というのは今の暮らしにはなくてはならないものなので、これにつながっていった行政判断と町の取り組みに関しては私はすばらしいと思うのですが、今年の2月の3日付の日経新聞にJA土幌町で行います牧場で発電、地産地消へという記事がございました。この内容に関して町長は存じ上げているのでしょうか。

加納議長  
小林町長  
加納議長  
加藤議員

町長。

2月3日付のその日経の記事については、まだ見ていません。

加藤議員。

これは、土幌農協が農家さんに貸している発電施設を使って出た電気をAコープサービスで買い取り、そして余ったものは日本のほかの電力会社に卸売をさせていただく。メインにはJAの施設、Aコープ、事務所等でその電気を使うという、まさしく自分のところで出た電気を普通に売るのではなくて、町なかの施設に使っていきこうというようなチラシでした。我が町の取り組みのバイオガスがせっかく地元で使う農協が取り組んでいるものに対して、うちの町はこの考え方に対してまずどういう考えを持って町長はおられるのかお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

事業の内容については、農協がAコープで電気の地産地消という形で取り組みたいということで、町もお聞きをしているところでありますけれども、基本的には地産地消ということについては私ども農協と連携しながら協力してやっていきたいという考え方持っているのですけれども、ただ、今電力自由化についていろんな課題も出ていますので、そこら辺の見きわめをしっかりとってから、その実施に向けた協議をさせていただきたいというふうに思っています。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

確かにこの自由化が4月からスタートするというので、この形の成り行きがまだ見えない部分も多分あるかと思いますが、しかし、現実にもうすぐ町内で動き始めることなのです。思いを1つはせて、行政施設のほうもこれに乗っていくということ、それは平成15年、16年

に初めてバイオガス施設に手を出したときに、それがやっとなりとなって地元で使えるという金目の話とはちょっと私は別でないかなと、いわゆるその思いの部分です。それがさっきも一番最初に言いました町民の方々への伝え方さえしっかりしていけば、このお金がいろんな形を生んでいくのではないかなと、このエネルギーは地元でつくったものだよという感覚がまた、まちづくりにつながっていくのではないかなと私は思っています。昨年から自由化の中で、たしかうちの町も2社ほどの会社を、公共施設の電力を使っているということで、1社はずい最近頓挫してしまったという格好ではございますけれども、その可能性は十分、よその会社を使わずとも自分の町でできるのであれば、その可能性をどんどん広げていただきたいと私は思っています。

エネルギー絡みなので、もう一つしたいのですけれども、平成19年に土幌町は地域新エネルギービジョンという、こういう冊子をつくられました。私も大分読ませていただきました。その当時バイオガスに関してもソーラーに関しても既にもう随分よく調べておられるなと思いましたが、時代が変わりました。10年の間でいわゆるイニシャルコストというものが物すごく下がった。当時想定していた600万円ぐらいかかるだろうというものがもうその半分以下になって、一つのソーラー施設が置けるようになってきた。ましてや、風力発電に至っては、風力が安定していない土幌町では向いていないというような落ちでしたけれども、小風力の発電装置ですとか、単価的にもっと安いものもまだあるのです。今はインターネットを調べてもそういうものの数が非常にふえてきている。これだけエネルギーに関して一步進んだことの取り組みをしている町ですから、ソーラーとバイオガスと、それとつい先般始まりました小水力発電ということでくると、次は風力ではないかと私は思うのです。10年前の冊子だけに頼っていてもしょうがないのです。ソーラーの助成をしているのと同じように、試験的にそういうような風力、次のエネルギーに関しての一步進んだ考えは町長の中では持たれる予定はございますか。

加納議長  
小林町長

町長。

平成15、16年にバイオガス、町が3基実証をして、その結果を農協も含めた関係の皆さんと総括をしながら、土幌型で安く効果的に運営できるバイオガスプラントということで土幌町としては個別型でいこうということで、その後農協に引き継いでいただいて、いずれにしても順調に稼働しているところでありますし、特にこの土幌方式は十勝管内あるいは道東方面にも広がっているということであります。また、町内においては、バイオガスのほか、太陽光、それから小水力ということで、先般商工会の皆さんが小水力を町の助成で行ったということでありますから、できる限り再生エネルギーについては挑戦をしていきたいというふうに考えているところでありますけれども、ただ風力

については安定的に風量の蓄積がなければだめだということで、土幌でも十何年前に、20年前くらいに農協が中心になって土幌高原方面でやったのですけれども、あそこは突風が吹くということなのですけれども、突風が吹くと逆に制御装置が働いて回らないという、そんなことがあるから、比較的海岸線でないと難しいというふうに言われているのですけれども、今の技術のことでもありますから、風力が適してやれるのか、さらには今水車とかいろんな形で日々日進月歩で進む中で、土幌町における適切なエネルギーがあれば、積極的にいろんな機関と連携をしながら取り組んでいくように努力をしていきたいというふうに思っています。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。私が一番この中で伝えたいのは、少なくとも福祉村一帯のエネルギーをどんなことがあっても自賄いで用意できる。それは発電装置はありますよ、でも燃料が切れてしまったらどうするのですか。再生エネルギーで担保がとれるような、最低でもそこにおられる、福祉村ぐらいは守っていくというような、少なくともそういう備えが先にあれば努力の仕方も変わっていくのではないかな。漠然と私は電気が欲しいからというふうに言っているわけではないのです。ここを守るのだという思いをやってもらわなければ、行政のやっている意味がないと私は思います。ぜひともいま一度エネルギービジョン、10年たつとこれほど変わるのだなということもお気づき願いたいなと私は思っております。

そこで、締めになるのですけれども、先ほどから私もいろいろエネルギー、それとごみの問題等させていただきました。これは全て、今私どもは行政ですので、金目の話ですとか、住民への効果ということが中心になろうと思います。ただ、将来を担った子供たちがこの町の取り組みのことを数字ではなくて感覚的に、何が必要なのだ、何を努力していかなければならないのかということの伝え方が多分必要なのではないかなと思います。そのために多分環境宣言も小学校に張ってあるのであろうと思うのです。あの文言に沿った中では、具体的にでは僕たちは何を始めたらいいのだろうと、多分子供たちにはぴんとこないだろうと思うのです。

1ついい取り組みをしている業者さんがありました。電気屋さんなのですけれども、札幌近郊で出前授業という講座をやっているのです。その中で、地球温暖化のメカニズムから始まって、環境に対する考え方をしっかり持ちましょう。そして、ここはソーラーをやっている会社なものですから、太陽光発電の仕組みということをお子たちに教えているのです。小学校の4年生から5年生を対象にやって、かなり評価がいいです。子供たちからの回答文も私はもらいましたけれども、ソーラーがこういうものだということの具体的なことを体感できると

ということがありました。きょう教育長も見えております。町長と教育委員会で総合教育会議というのを昨年から持っておられます。町長もこの中のメンバーでございます。子供たちの将来に向けて、今の町の取り組み、そして地球全体の環境問題というものをいま一度伝える方法を模索してはいかがかなと思います。それに関する資料を私きょう持ってきているので、後で教育委員会の方々にお渡ししたいと思うのですけれどもぜひともそういう取り組みもまたこの町のスタイルの中で、いまいち魅力のない町だという声ばかり聞こえてくるのですけれども、実は本当に環境に優しくて、農業生産だけが大きいのではなくて、それを背景に環境に優しいエネルギーを出している。そして、町民みんながその理解を持った活動をしているということが環境宣言の中の思いなのだよという、それに沿った町なのだよというような提案の仕方があるのではないかなと思うのですけれども、そういった取り組みは町長、これからやっていくという考えはございますか。

加納議長  
小林町長

町長。

最近の異常気象も、やはり地球温暖化、あるいは環境からきているということは、これは間違いないわけですから、そういう面ではこれから未来に向かって環境対策をするというのは、加藤議員がおっしゃるとおり子供たちの中にいかに浸透させて意識を持ってもらうということが極めて重要だというふうに、まさにそのとおりでありまして、私ども小学校と中学校に太陽光発電をつけているのですけれども、それのできる限りその仕組みを小中学校の子供さんたちに見てほしいということでもありますので、そういう面では小中学校がそういうことを体験するということが極めて重要でありますし、さらにはサタデースクールの中でも森づくりを含めて環境に対する取り組みもしているところでもありますし、さらに今回子ども交流センターが新年度にできて、学童のほかに放課後教室もできるのでありますから、そういう中でもできる限り環境に触れ合うことができるよう検討してまいりたいと思いますし、今提案があった出前講座についてもぜひ取り組めるよう教育長とまた協議をさせていただきたいと思います。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

そんなにお金のかかることではない。これから特別委員会で予算をやらなければならないのですけれども、箱物を建てるわけでも特別な締結をするわけでもない。今までやってきたことの検証と、そして次への提案のためのヒントをお互い出し合ってやっていくことだと私は思っています。1つ子供たちの名誉のために言いますけれども、子供たちはごみの分別覚えるのがすごく早いです。大人たちが間違っただけを子供たちによく指摘される場面が多うございます。子供たちの吸収力は非常に大きいので、提案の仕方一つでまたこの町に対する考え方、そして自分がこれからもうちょっと大きく見ると地球の中で自分

は何をしていくかということに気づいてもらえるのかなと思います。

加納議長

きょうの私の一言がハチドリの一滴になることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で加藤宏一議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、飯島勝議員、農作業事故防止の安全対策について町長に質問を行います。

飯島議員

農作業の事故防止のための安全対策について町長のほうに質問させていただきたいというふうに思います。

私ごとで大変恐縮ですが、昨年の秋に農作業中に負傷しまして、大変皆様にご迷惑をおかけしました。その反省のもとに、農作業事故をなくす、あるいは減らすために自分が取り組まなければならないということを感じて、質問させていただきます。

この10年間、本町における農作業事故の発生件数は、少ない年でも21件、多い年では55件と全体的にはふえている傾向にあります。昨年の秋に士幌町内で農作業中に蜂に刺されて一命を落とす事故があり、また農業機械のP T Oシャフトに衣類を巻き込まれて大けがをされた事故も発生しました。経営者であり、働き手の農業者にとっては農作業事故が経営に及ぼす影響が大変大きいというふうに感じております。

前述の事故の件数のことではありますが、労災手続をされた件数ということであって、労災手続されなかったとか、労災保険に加入していない方の農作業事故については現状を把握されていないというのが現状でないかと思っております。他産業における作業事故については全て第三者による事故調査が行われて、農業は労働安全衛生法の適用をされていないということでもありますので、その調査も行われていないのが現状であります。本町として減らない農作業事故の実態をどう認識され、どのような安全対策が行われ、今後何が必要だと思われるか、町長にお伺いしたいと思います。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、飯島議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

北海道農作業安全運動推進本部がまとめた調査結果によると、道内における平成26年度の農作業事故総件数は2,241件で、このうち負傷事故が2,221件、死亡事故は20件となっています。負傷事故では牛、馬などの家畜による事故が37.1%と最も多く、次いで農業機械による事故が30.1%となっているところであります。一方、死亡事故においては、トラクターや作業機及びトラックによる事故が全体の70%を占めているところであります。

次に、本町における負傷事故でありますけれども、平成20年度が22件、それから21年度が23件、22年度が25件、それから23年度が36件、

24年度が51件、25年度が34件、26年度が32件。死亡事故については、23年度と24年度に各1件となっているところであり、飯島議員からご指摘のとおり、事故は減っていないというふうに認識しているところであり、地域農業の安定的な振興を図る上で農作業事故の防止というのは重要な課題となっているところでもあります。

これまで町としても農業振興対策本部において関係機関とも協力しながら、農作業事故防止の啓発として事故防止ポイントを役場だよりや農協だよりに掲載しています。あるいは、土幌町営農機械協議会においても毎月ファクス等々で啓発を行うとともに、秋の収穫期においては町の広報車が農村部を巡回しながら農作業事故防止の注意喚起を促しているところでもあります。

今後の対策ということでもありますけれども、土幌町農業振興対策本部において、北海道農作業安全運動推進本部を初め、関係機関の皆さんと連携しながら、全道各地の取り組みを参考にしながら、日々農家の皆さんへの注意喚起と意識の高揚に努め、農作業事故防止の対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

以上、飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。7番、飯島議員。

ただいま回答いただきましたが、認識的にはふえているということで、同じような認識になっていることはありがたいなと思っています。回答の冒頭のほうで全道の様子をお話しになりましたが、この中の十勝でいえば二十何%は十勝で事故が発生しているというのが現状で、全道的に見れば十勝が一番事故率が高いというふうに言われているということでもありますので、その面でも何とかしなければならないのではないかなというふうに考えているであります。

また、町長の数字と私の数字とちょっと違っていたことは事実なのでありますが、私のほうの数字はこの10年間という発生率を聞きたくて、実際に先ほど町長が引用がされた本では10年間分が入っていませんでしたので、特に労災の事務を担当している方にお問い合わせをいたしまして、10年間という期間をまとめていただいた経過の中の説明でありますので、若干違うのと、うちの労災の関係は年次、要するに1月から12月まで、町長が引用された本の部分は4月から3月という、年次と年度の違いというのもあろうかなというふうに思うのですが、実際は私のほうは速報値の集計ということでもありますので、若干これも後ほど変わっている部分があるというふうに思っておりますが、今言いましたように労働災害事故として手続きをなされた件数ということであって、実際にはそれ以外にももっと軽傷、あるいは病院に行ったときに冒頭で労災事故ですと言わなければ、その後労災事故にしてくださいと言ってもそれは労災事故にならないということもお聞きいたしました。そういう意味では最初から労災事故ですということで治療に

加納議長  
飯島議員

入らなければならないというようなことで、若干の数字の違い、あるいは死亡事故については1カ月後には公表されるのでありますが、負傷事故については6カ月後でなければ公表されないと、そういうこともあって、なかなか一致するような方向に向いていない。

この辺も町長は関係機関と協力しながら対応するという、啓発運動をされるというお話を受けたのですが、こういう面ではなかなか同じレベルに達しないであれですが、事故は少なくともこれは内数の話であって、これ以上起きていることは間違いないと、自然的にはそう思わざるを得ないというふうに思っています。そういうことなものですから、今後もその面についてはもう少し、調整ができるものであれば町も調整できるように、数字をなるべく一致できるような形が望ましいのかなというふうに思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

私ども町で整理した数字と飯島議員の数字というのは、飯島議員は労災のサイドからお調べになったということでありませけれども、私どもの資料の出先だとか内容については、担当の高木課長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

私どもの数字につきましては、北海道農作業安全運動推進本部のほうでまとめたものでございまして、十勝総合振興局を通じて年度ということで事故の件数を報告をさせていただいているものでございませ。

以上であります。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

そのとおりだとは思いますが、今後なるべくなら同じような数字で同じようなレベルでお話ができるような方向に向いていただければ幸いです。ぜひご協力をお願いしたいなと思っています。

先ほど私の質問の中に言いましたように、農業者というのは経営者と働き手が同じということで、その家族を含めて労働安全衛生法の適用外ということで、労働災害の事業に含まれるのも特別に何か対応されているとかいうようなお話を伺いました。一般の産業とはちょっと違うというような言い方をされて、実態がなかなかつかめないというのが現状でないかなというふうに思っているところです。町長も今質問にお答えしましたが、今後のことについてはなかなか具体的なことをお話ししていただけなかつたのですが、何か特にそのことについて考えておられることがありましたら、お伺いしたいなというふうに思えます。

加納議長

町長。

小林町長 町のこれまでの対策というのは、事故防止のPRということを中心に進めてきたのでありますけれども、今の事故の実態からいくと、労働の関係だとか仕事の仕様だとか、それから体系だとかということに関係機関が連携して、事故につながるような原因というのはもう少し検討する必要があるのかなという感じもしているので、農協あるいは普及所等も含め農業機関と一回、26年度、27年度の事故を受けながら、そういう協議を一回関係機関としてみたいと思います。

加納議長 飯島議員。

飯島議員 ありがとうございます。少し前向いていただけるものというふうに思っておりますし、私ども言ったかがあるのかなというふうに思います。

農作業事故ですが、経営に及ぼす影響というのは本当に大きいというふうに思っております。例えば私は酪農家でありますので、去年の特に10月の酪農ヘルパーの稼働状況を見せてもらいましたら、4件が傷病で出勤しているということで、ヘルパーの方々が足りなくて、あちこちをお願いをして対応した。あるいは、人材派遣会社だとか、士幌農協も職員が対応するとかいうことで何とか急場を経過をできたというふうにお聞きしております。私もちょうどこのころの事故だったものですから、特に皆さんにご迷惑をおかけしたことは本当に反省をしているところであります。実際にこうやって酪農ヘルパーも傷病基金というのを積んで、その対応をしていただいで、比較的安く使わせていただける、そういう仕組みをつくっていただいた方がおられます。その方のおかげで僕らも影響する部分はかなり緩和しているのではないかなと思っておりますが、これ酪農家にかかわらず、畑作のほうでもやはり同じような意味も言えるのではないかなというふうにも思います。酪農家のほうは今そういう形で進めておられますが、今後畑作のほうも、経営に対する影響が非常に大きいものですから、何とかそういう分も考えられないのかなということを含めて、町長の所見をお伺いしたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 農作業事故の状況によっては、営農の継続が不可能になるということも考えられる状況でありますから、去年は特に飯島さん含めて酪農関係の皆さんが事故があつて、酪農そのものを閉めざるを得ないという状況もあるということでもありますから、ヘルパーについても非常に傷病にかかわる利用が多いということで、ヘルパー組合の経営にも支障を来しているということでもありますけれども、ヘルパーを含めて酪農労働の供給の仕方というのがもう少しいい方法ないのかということ農協あるいは酪振、ヘルパー組合とも少し検討して、国にも要望するものは要望していくという取り組みをしていきたいというふうに思っているところであります。

去年は酪農が多かったのでありますけれども、畑作も同じように機械による事故が何年か発生しているのです、酪農、畑作含めて重要な課題だというふうに取り組んでいきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、保険の関係いろいろあったのでありますけれども、担当課長のほうから保険の内容についてはお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

労災保険の関係でございますけれども、農業の場合法人においては1名以上の常時雇用者がいる場合、それから個人経営体におきましては5名以上の常時雇用者がいる場合に労災保険の加入が義務づけられているというのが実態でございます、本町においては個人経営体がほとんどでありますので、常時雇用というのが4名以下である場合が多いので、加入義務はないということになっておりますが、農協のほうで調査したものによりますと、414戸のうちの358戸が労災保険に加入しているということで、加入率については86.5%というふうになってございます。労災の中身については通常のものと同じでございます、これの特別加入という形で農業者のほうに加入するという制度でございます。

以上であります。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

ありがとうございました。もし労災保険が適用されなくなったら、非常に大きな影響があるのではないかと。特に我々にとっては、この加入についてさらに、今86%ぐらいの方が加入ということなのですが、さらにふえていただけることをお願いをしたいと希望しています。

それから、毎年先ほど言いました北海道農作業安全運動推進本部とかという、よくわかったようなわからないような組織なのであります、これ北海道も加入して、JAと、それから関係機関、あるいはJAの関係、あるいは農機具メーカー等が加入されてそういう組織をつくられて報告をしているということで、十勝の場合は十勝の農業安全運動推進本部とかいうのがあって、そこが実際に十勝振興局の委託を受けて動いているようではありますが、ほかのほうもそうかといったらそうでもなくて、振興局直接にやっているところもあるというふうにお伺いしていますので、一概には言えないかと思うのですが、やはりきめ細やかにしっかり現状を把握する、その方向にとってはなかなかまいちうまくいっていないと担当の方も説明されておりました。

農作業の安全について毎年研修会をこの本部は開いておられるようではありますが、その資料の中の一つに、なぜ農作業事故が減らないのかというようなテーマで講演をというか、研修をされたようなことが

ありまして、その資料をちょっと私いただいていたのですが、その中に事故の報告の義務がないというのです。死亡事故については、国でやらなければいけないというふうに決まっているのだそうですが、負傷事故についてはそういう決めがないのだそうです。そういうことなものですから、たまたま労災保険の手続された数字だけが出ているということで、実際のことについてはよくわかっていないというのが現状なようです。

それから、どうも的を射た対策が困難だということで、事故の実態がよくわからないものですから、なかなかどうすればいいということが出ないのだということだそうです。それから、農家の自主的な安全の取り組みがまだ未確立だということでありまして、先ほど言いました研修会ですが、農家の方が対象ではなくて、先ほど言いましたように関係機関の方が対象だということでありまして、そのことについても今後は考えなければいけないというふうに言っておりました。また、農業は家族経営の方が多くて、先ほど言いましたように労働安全衛生法の適用外なので、従業員であり経営者である安全の確保については自己責任だというような意味合いを言われておりました。

それから、もう一つ、単に気をつけようでは事故は減らないというような言葉でありましたので、これは私も自分で事故に遭って、当然起こり得た事故かなと、もっとちゃんと周囲を見渡していれば問題もなかったかもしれないのに、うっかりだとか、事故の危険予知能力が全く働いていなかったかなということで、そういう意味では反省しているのですが、人間というのはミスをする生き物なのだよとか、人間の集中力は15分だとか、当たり前前に埋もれた危険に気がついていないというような言葉を言っておきまして、単なる啓発、気をつけようという啓発だけではだめだというような言い方をされておきまして、今後このことについて取り組むというような考えをお話ししていただきました。例えば事故の要因についても、機械的に油圧のシリンダーが古くなると自然に静かに下がるというようなことがある。これで大きな事故が起こったこともありました。それから、人為的には機械を動かしながら例えばごみ取りやるだとか、いろんなことをやるということが間々起こり得る。これは機械をちゃんととめろと注意を喚起しているのだから、とめればいいのになという、それもやはり大きな問題だというふうなことを言っておりました。安全な行動をとりなさいというようなことがこのときの研修会の大きな題目だったように思います。

最近うちの農協の相談室のほうから、人がいるかもしれない、滑るかもしれない、見えていないかもしれない、巻き込まれるかもしれない、このかもしれないという予測をするというのをもっと大事にしようというような言い方をされていたので、そういう意味ではもう少

しチラシを配るとか、例えば広報車で忙しいときに宣伝カーが回るとかというようなことだけではなくて、もう少し何か違うことがないのか、その辺町長、今お考えのあることありませんでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

これ全道的にそうなのですけれども、そういう防止対策の組織あるのでありますけれども、もう少し機能的というのかな、そういう組織になるように、本町の防災対策も含めてですけれども、そういう組織になるように少し見直しをするということも必要だと思いますし、もう1つは、私ども関係機関もそうなのですけれども、農家の人も同じ意識を持つという、認識の共有性ということでもありますから、そういう面でPRというのは極めて重要なのでありますけれども、ただ先ほど申し上げましたとおり、PRだけでうまくいくのか、本当に減るのかということがあるので、PRはもちろんするのですけれども、もう少し構造的なことというのですか、例えば人が、ヘルパーの派遣も含めてなのですけれども、労働の供給が十分なのか、あるいは作業形態等が本当にどうなのかということをしつかり一度検証して、農協等を通じてきちっと指導してもらうことが必要なのかなということでもありますけれども、今提言あった具体的なことは、産業振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをしたいと思います。

現状町内でいろんなPR、啓発等々をやっているわけでありましてけれども、特に土幌町営農機械協議会におきましては、月に1度ファクスで飯島議員言われたようなかもしれない運動といいますか、そんなことを中心に、その時期の作業に合わせた機械の扱い方、あるいは注意すべきこと等々について農業者の皆さんに周知をしているということをやっております。こういった取り組みをさらに発展させる中で、研修等等も含めて農業振興対策本部の中で打ち合わせをしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

研修会、農家にも実際に言葉で話をするような、あるいはパネルか何かを見せながらお話しする機会とか、いろんなことがあろうかと思うのですが、農家向けの研修会はぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

それとともに、先ほど言いましたようにほかの産業では事故が起きますと第三者の方が調査に入るといいます。でも、農業者の関係についてはそういうことがない。そのことからして、専門家の方がどういう形であれするかわかりませんが、農家を巡回して事故の実態を聞く、あるいは作業機の状況を見てもらうとかいうようなことがあって

もいいのかなどというふうに思っていて、その辺のことが対応できる、できないについてはそんなに簡単にできるとは思えないのですが、でもそういうことが必要だという時期になったのではないかなと。何年に1回はそういうことをやるのだというふうな形がいいのではないかなというふうに思うのですが、その辺町長、どういうふうにお考えですか。

加納議長  
小林町長

町長。  
一般的な交通事故等もそうでありますけれども、1つ考えられるのは、先ほど言っている保険の関係で調査をするということになりますし、さらには大きな障害あるいは死亡事故につながるものは警察の関係で調査するということがあるのでありますけれども、それ以外何か考えられるのかということもあるのでありますけれども、見て、指導するということがあるのでありますけれども。

(何事か言う者あり)

小林町長

そういう面は、言われるのは警察だとか保険会社はやるのでありますけれども、もう少し現場を見て指導なり向上するというについては少し技術的なことになるのでありますけれども、それは農協なり普及所とそういう方法があるのかどうかということについては農対本部の中で協議をさせていただきたいと思えます。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。  
ぜひ検討していただいて、前へ進めてもらえればいなど。どんなささいなことだとしても、農家に専門家がおいでいただけるということは緊張もすることでもありますので、そういう意味では先ほど言いましたように農家にも喚起を促すという意味では大きな役割を果たすのではないかなというふうに思っているところです。

私の冒頭の質問の中で、蜂毒で一命をなくされたということがありました。これは、アナフィラキシーという治療の補助剤にエピペンがありまして、蜂毒だけではなくて、薬物の中毒だとか、それから食物によるアレルギーだってあると思うのですが、それらにも効くということなのですが、もう少しエピペンについてうまく説明をするような機会をつくってもらいたいなと、PRしてもらいたいなというふうに思っています。蜂毒については、およそ15分ぐらいで症状が出てくるということのようでもあります。ということは、例えば山で蜂に刺されたら、なかなか15分以内に病院に来るとするのは難しいかもしれません。そういうことを考えると、エピペンを所持することも可能なようではありますが、その辺のこともPRの中にいれてほしいのと、エピペンの使用に関しては医者も薬剤会社の講習を受けて、登録されていなければ個人が持つというふうなことが言えないというようなことでもありますので、その辺ももう少しPRをちゃんとしてもらって、本当に痛ましい事故が二度と起こらないように対応していただければありが

たいなというふうに思っていますのと、もう一つ、先ほど言いました P T O のシャフトに衣類が巻き込まれた事故のことでありますが、保護カバーというのが P T O シャフトにかかっているのですが、ちょっと時間がたちますと劣化して壊れるということがよくあります。そのことを考えると新しいものに取りかえるということも大事なことかなというふうに思いますので、例えばうちの農協の資材館のほうにも置いてあるということがチラシに出ていましたので、早速見に行きましたら、30馬力あるいは50馬力という2種類のものがあって、1万2,000円とか1万3,000円とかという結構いい値段がするような状況でありまして、これに町も農協も補助金を出すことはできないのかなというふうにもつくづく感じているところであります。

この辺も町として何ができるか、そのことももう少し、土幌は農業が基幹産業だよと日ごろ言っておられる町長ですので、何とかもう少し前を向いた中で何かいい方法がないのかどうか、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っていて、何かやることは結構あるかもしれないというふうに思っていて、そういう意味では自分も体験者としては今後も地道に声を出していきたいというふうに思っていますし、事故を減らす、事故をなくするという事のほうに自分も精力を傾けたいなというふうに考えております。町長、そういう面でもうちょっと何かいい前進するような回答いただければと思います。

加納議長

飯島議員、もう少し質問は簡潔に明確にお願いしたいと思います。ただお話を聞いて時間が過ぎるだけの話で、もう少し明確な話をしていただきたいと思います。

町長。

小林町長

それでは、昨年も蜂の事故が起きて、私どもも若干内部検討をして、病院とも話したのだけれども、今お話がありましたようにエピペンの話があるのですけれども、利用の仕方等はいろいろ個人によって違うというお話も聞いているので、これについては病院の事務長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それから、P T O の関係は私も構造よくわからないので、これは農協にもよく伝えておきたいと思いますが、担当課長のほうからこれらの取り組みについてちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長

病院事務長。

山下病院  
事務長

それでは、病院事務長、山下からエピペンに関して回答させていただきたいと思いますが、蜂毒、それからアナフィラキシー、それからエピペンに関してのまず広報についてでございますけれども、実は一昨年の病院だよりの中でそのことは掲載をさせていただきました。ただ、残念ながら昨年は蜂に関しては広報紙、病院だよりのほうには掲載がありませんでしたので、その辺は本当に残念な思いをしていると

ころでございます。また、あわせて、今年についてもまた蜂が飛ぶ前の時期を見計らって、その辺のことは広報させていただきたいなということ考えております。

それから、エピペンでございますけれども、当然蜂に刺されてすぐ救急車なり病院に駆けつけていただいた場合についてはいいのですけれども、それ以外の場合で例えば山に入るので、あらかじめエピペンが欲しいですとか、そういうことで医者から処方されたという話を聞いたことがあります。当院のことではないにしても。ただ、処方するか、しないかというのはあくまでも医師の判断になってまいりますので、その辺は一般的には2回目が危険だとかと言われていますが、蜂に関しては1回目でもアナフィラキシーを起こす場合がありますので、まずはそういう危険、蜂のいる場所で作業する可能性のある方は病院を受診されて、自分の体がどういう状況なのかというのをまず検査されることをお勧めしたいと思います。それから、エピペンに関しましては金額は約1万円ちょっとぐらいします。これは、保険がきかない金額でございます。それから、使用する方が登録制になっています。それで、有効期限が約1年ぐらいという定めがございますので、製薬会社のほうに誰が使用するものということで登録する仕組みということになっておりますので、そういうことも含めて一度医師の診察を受けられるようお願いしたいところでございます。

エピペンに関する回答については以上でございます。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをしたいと思います。

P T Oカバーの件でございますけれども、この件につきましては先ほど若干説明をしました土幌町営農機械協議会のファクスの中でもP T Oカバーの装着をということで、巻き込まれるかもしれないというようなことを周知、啓蒙をしているところでございまして、農作業機械を購入したときにはP T Oカバーというのも当然装着されてきているというふうに思うのですけれども、何年か使用しているうちにそれが破損していってしまうということからP T Oに巻き込まれるような事故が発生しているのかというふうに考えているところでございます。P T Oカバーについては、資材館のほうでも販売しておりますというふうにファクス情報にも記載をしております。基本的にはこの部分については事業主が準備すべきものというふうに考えてはおりますけれども、農業振興対策本部の中でこの件についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

加納議長

飯島さん、まだ質問あるのであれば、ちょっとここで休憩を入れようかなと思っているのですけれども、よろしいですか。

飯島議員。

飯島議員 P T O のカバーのことにつきましては、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

確認なのですが、エピペンについての処方については医師しかだめなのですが、それも登録されたということなのですが、登録された医師しかだめということなのですが、うちの国保病院の先生はどなたもお持ちなのでしょうか、確認させていただきます。

加納議長 意味が違うと思うのだけれども、患者が登録でしょう。

飯島議員 医師も薬剤会社の講習を受けて、登録をしておかなければならないということのようではありますが、違いますか。

加納議長 病院事務長。

山下病院事務長 その件に関しまして、少しお時間をいただいて調べさせていただきます。申しわけありません、

加納議長 これ一般質問なので、後で調べるといってもあれなので、ちょっとここで休憩を入れます。

午前 11 時 10 分 休憩  
午前 11 時 20 分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

病院事務長。

山下病院事務長 それでは、エピペンの登録に関しまして病院事務長、山下からお答えをさせていただきます。

製薬メーカーに対して、医師が研修を受けて登録する仕組みとなっております。当院では、その研修を受けて登録をしておりますので、エピペンのほうの処方については問題ないと思っております。

以上でお答えに代えさせていただきます。

加納議長 飯島議員。

飯島議員 ありがとうございます。いずれにしても、農作業事故を減らす、その方向に向けて、今までとちょっと違った形でもいいから対応していただいて、いい結果に結びつくように、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

ありがとうございます。

加納議長 以上で飯島勝議員の質問を終了いたします。

質問順位 3 番、和田鶴三議員、介護保険制度改正で要支援 1、2 の対応は、町長に質問いたします。

和田議員 私は、介護保険制度の関係について質問させていただきたいと思います。

介護保険制度が導入されてから 16 年になります。この間に何回か大きな改正が行われました。その中で、2014 年に改正された内容について昨年 3 月と 6 月の一般質問でお聞きをし、概要については答弁をい

ただきました。そこで、そのときに保険料の大幅引き上げ、2番目としまして要支援1、2の該当者は訪問、通所介護を市町村の地域支援事業に移行する等がありました。

そこで、伺います。要支援1、2に該当する人たちに対する具体的な計画及び対応についてどこまで進んでいますか。

2番目としまして、要支援1、2に該当する人たちに対するサービスは、今後とも改正前のサービスを維持できますか。

3番目としまして、新たな要支援1、2に該当する人たちに対するサービスの低下や削減及び自己負担の上乗せはしないことと考えますが、今後の予算の見通しも含め、どのようになりますかお伺いいたします。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ます。

これまでも和田議員の質問にお答えをしたとおりでありますけれども、介護保険制度の改正により、新しい総合事業が創設されたところであります。従来の予防給付のうち、介護予防訪問事業、いわゆるヘルパーサービスと、それから介護予防通所介護、デイサービスについては順次新しい総合事業へと移行していくものであります。昨年6月の第2回の定例会でもお答えしたとおりでありますけれども、平成29年の4月には全て新しい制度に完全移行となるものでありますけれども、私どもとしては平成28年度中に施行できる事業については実施をしていく予定であります。

質問の1点目の要支援1、2の該当者への具体的な計画及び対応ということですが、これまで介護予防給付で実施しておりました訪問介護あるいは通所介護を平成28年4月から新しい総合事業に順次移行していくものであります。新しい制度に変わっても引き続き必要なサービスについては利用できるものであります。それから、新しい総合事業には介護保険認定の申請をして要支援1、2の認定を受けた方や、あるいは基本チェックリスト判定により生活機能の低下が見られた方が利用できる介護予防生活支援サービス事業と、もう一つは65歳以上の方であれば利用できる一般介護予防事業ということで受けられるものであります。新しい総合事業については、介護保険認定の申請をせずに基本チェックリスト判定でサービスを利用することができるものであり、また総合事業対象者となった後でも必要なときには介護保険認定の申請を受けるといえることができるようになっているものであります。

次に、2点目の質問であります要支援1、2の該当者に対するサービスは今後とも改正前のサービスを維持できるかということについてでありますけれども、介護予防給付のうち、1つは訪問看護、それか

ら短期入所、福祉用具貸し付け、住宅改修、通所リハビリ、訪問リハビリについては今後も同じように受けることができます。次に、訪問介護、いわゆるヘルパーサービスについては、総合事業の訪問サービスとして今までどおり現行の訪問介護を受けることができます。それから、3つ目でありませけれども、その他の訪問サービスについては、28年度中に地域の多様なサービスの拡大についてそれぞれ協議をしていくとしているところであります。次に、4つ目としてはデイサービスについてでありませけれども、総合サービスの通所サービスとして現行の通所介護のほかにもサービス内容が拡大されるものであります。具体的には、通所型サービスのAとして、現行の通所サービスより短時間型の通所サービス、いわゆるミニデイサービスを組み立てていく予定であります。また、通所型サービスのCとしては、3カ月から6カ月の期間で専門スタッフによる運動機能、口腔機能、栄養、認知症予防の教室を組み立てていく予定であります。それから、5つ目として、一般介護予防事業としては、筋トレ塾、脳晴ればれ塾、ふまねっと等を利用するという予定でいるところであります。

それから次に、3点目の質問でありますサービスの低下や削減、あるいは自己負担に上乗せをしないということについてでありますけれども、介護予防については自立に向けたサービスを協議していくこととなり、該当者の方の現状をアセスメントをした上で、必要なサービスを提供していくものであります。なお、自己負担についてであります。新しい総合事業については現行の要支援1、2の該当者へのサービス単価と同額、あるいは低い設定となる見込みであります。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
和田議員

再質問があれば許します。和田議員。

私は、今回3回目というようなことでこのことをさせていただいているのは、人間はいずれも年をとると介護の状態になり得る可能性が非常に高いということがあります。そういう観点からしまして、昔は家庭で3世代、4世代という形の中で行われていたときには家族が見守りをしていたというようなことと、それから今のような時代とは違いまして、亡くなる年齢も、今は平均が80歳以上、男女とも超えているわけですが、当時は60から70代で亡くなっているということで、介護に至らない前に亡くなっているという、そういう状況がありました。そういう形の中で、今どちらかといいますと核家族というようなことで、家庭で見守る、そういう体制がなくなったというようなことで、冒頭申し上げましたように2000年から介護保険法が導入されまして、そして今日にきているわけですが、そして、その間何回か改定がされているわけですが、それがどんどんよくなる方向でなっているのであれ

ば、私もここで質問する必要はないのですが、だんだん悪くなっていくというのが状況なわけです。

特に昨年の2014年の改定するときには、もとは要支援なんていうのはなくて要介護1、2、3、4、5という形で段階的にやりまして、特老の支援も施設介護も1から場合によっては入れるというようなことでしたが、今は要介護3以上でないとだめと、そして今回表題につけました要支援1、2というのは、これも新しくつけ加えられたわけですが、これもいよいよ介護保険法外されまして、そして今日のような形になっております。それが今度は保険法から外して、そして地域で見なさいというようなことで出てきたのが新総合事業というようなことになっているわけですが、新総合事業の中でなぜ新総合事業に移さなければならなくなったのかというようなことなわけですが、国会答弁の中でもいろいろ言っておりますが、町としてはまずこの観点についてどういうふうにして押さえているかお伺いしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長、答弁願います。

介護保険全体のことでいけば、国が当初予定したより要介護あるいは要支援の数がはるかに多くなったという中では、それとサービスの受け方を見る中では、例えば今お話がありましたように特老も要介護1からのやつが原則3からというようなことで改正された部分でありますけれども、そういう実態で改正されたということでもありますけれども、それが改悪かどうかということにはいろんな判断があるのだと思いますけれども、今回の要介護、日常支援事業の関係についても、要支援の部分のヘルパー事業と、それからデイサービス事業ということでどうするかということでもありますけれども、これらについても市町村の総合事業に移るわけですから、市町村の財政状況等によってはできるのかどうかと心配される向きもあるのでありますけれども、いずれにしても28年、29年からは完全施行になるのでありますけれども、私どもとしては現行のサービスが下がらないようなことで事業を実施していくという予定で進めているところでありますから、理解をいただきたいと思います。

加納議長  
和田議員

和田議員。

今お答えありましたように、要支援1、2の関係につきましても今まで同様に支援をしていきたいということでもあります。ですが、結局は介護保険法から外されると、これは要するに一般会計から繰り出しをして、そしてそれを計画しながらやっていかなければならないのでないかなというふうにして思うわけです。サービスそのものは今までと同じわけなのですが、経済的な関係につきましては変わってくるのでないのかなという気がするわけです。

そこで一番問題とされるのが、要支援1、2の方というのはどちら

かというとまだまだ軽いというようなことで、そういう軽い人に対しては認知症や身体に対してのいろいろなアクシデントがないように今から計画していろいろな形でやっていくということで、そういう方々は町の保健福祉課とリンクをしながらやっておられるということは私も知っているわけですが、この関係でそれではその受け皿となるところというのは、これから作成するわけですし、それからどういう形になるのかということなのですが、今核家族化という形の中で考えてみますと、本当にそれがなり得るのだろうか、どうなのだろうかということになるわけです。高齢者というのは、若い人たちというのは今非常に経済的にも大変だというようなことで、お二人がそろって仕事に行く、または結婚もできないというような、そういう状況になっています。その中であって、今日その受け皿となる人たちというのが本当に確保できるのかというようなことなのです。それができなければ、結局はそれはできませんよというような形で打ち切られる場合もあるのでないだろうかというようなことになるわけですが、この辺についてはどういうふうにして考えておられるでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

今のお話は、今回の総合事業ということだけではなくて、今国が示している地域包括ケアシステムという中でも、要するに施設型の介護から在宅型の介護に変えていって地域で支えるというようなことでありますけれども、ただそれぞれのまちでそういうふう在宅を支える仕組みがうまくいっているのかどうかということについては、十分点検をする、あるいはより関係機関の連携を進めていくという取り組みが必要だというふうに思っておりますけれども、今回の総合事業については、要支援1、2を介護保険から総合事業に展開をするというものでありますから、やる事業は変わるのでありますけれども、内容的には変わらないものでありますし、私どもも今のサービスを下げることについては考えていないところであって、少なくとも今のサービスを維持しながら、適切なサービスが受けれるように取り組んでいるところであります。

加納議長  
和田議員

和田議員。

それで、今回新しい新事業ということで、今までの要支援1、2の認定という形で受けられた方と、それからあとは基本チェックリストの判定だとか、あとは65歳以上だとかという形でいろいろと分類されているわけですが、結局早い話が介護保険法から外した形で自由に地域でいろいろな形で策定できるということになるのだろうか、それともあくまでも今の介護保険法の枠内の形で、今までやってきたことをもう少しバージョンアップをするような形でそういう人たちの見守りをするのか、その辺についてはどう考えていますか。

加納議長

町長。

小林町長	担当の大森保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思いません。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より回答させていただきます。 介護保険の制度から外すのではなくて、全て介護保険会計の中で、
	地域支援事業と言われていた新たな総合事業も介護保険会計の中で行うものでありますので、介護保険から外すことではないということをお知らせしておきたいと思えます。まず1点。 2つ目に、いろんな通所型サービスとか訪問型サービスを今29年4月から全てのまちで動かさなければいけないということがございますので、町としては今年28年度から新たな通所型サービスを広げようと今考えておまして、通所型サービスAという緩和した基準によるサービスと言われているのですが、ミニデイサービスといってデイサービスに行かれている方の中にも短時間でいたいという方もいらっしゃるの事実でございます。そういう方向けの通所型のサービスを構築したり、あと通所型サービスCと先ほど町長からお答えしましたそのサービスでは、新たに3から6カ月間で専門職が内容を行って、例えば運動機能、筋力トレーニングを行ったり、口腔、栄養機能を行うプログラムを新たにつくる通所型のサービスCを構築したりということで、今そこを行うような検討をしております。全てこの総合事業も介護保険制度の中の一つでございます。外してはいないということをご理解いただきたいと思います。
	以上でございます。 和田議員。 今介護保険法から外すのでないのだということで、少し安心しました。そういうことで、通所サービスA型だとかC型だとかという形で、これはあくまでも利用者のニーズに合った形で進められることであって、決して行政のほうの側からこうなさい、ああなさい、あなたは退場ですよ、できませんよというような形にはならないということは確約していただけますか。
加納議長 和田議員	保健福祉課長。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より回答させていただきます。 要支援1、2の方が今まで利用していた通所介護と言われているデイサービス、訪問介護、そしてそれと重なり合って福祉用具を貸与されている方、住宅改修をされている方、その方たちは今までどおり予防給付ということで総合事業も一緒に使いながら利用されることができるといことも1点ございます。その方の自立に向けた必要なサービスを入れるということと、あとその方のニーズ、どのようなサービスを本人、家族が使いたいかということも勘案しながら、そのサービ

	<p>スを入れていくということでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
加納議長 和田議員	<p>和田議員。</p> <p>これで最後にしたいと思いますが、今度費用のほうの関係なのですが、今まで介護保険に該当していた方が該当すると介護保険法の中でいろいろと措置がされるわけですが、先ほど出ていました介護保険要支援1、2に認定としてならなかった人がいろいろな形でできるようになるということも先ほど聞きましたが、この人たちに対する介護保険法、結局認定していないから使えないのではないのかなという気がするわけですが、使えないとすれば、この人たちの経費の負担というのはどういう形になるのでしょうか。</p>
加納議長 大森保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より回答させていただきます。</p> <p>要支援1、2の認定を受けていないでサービスの必要な方につきましては、介護予防のケアマネジメントを行いまして、介護予防生活支援サービス事業という今ある訪問のサービス、それから通所のサービス、それも受けることができます。また、一般介護予防事業というものも組み立てておりますので、そのサービスも受けることができますので、認定をしていなくても総合事業のサービスは受けれるということでお伝えしたいと思います。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
加納議長 大森保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より回答させていただきます。</p> <p>自己負担につきましては、一般介護予防事業につきましては無料のものもございますし、保険料だけ、通うための保険料につきましては傷害保険みたいな通所のための保険料のみを支払う教室もございます。また、訪問型サービス、通所型サービスAとかCとかいうものにつきましては、1割の要支援1、2並みの自己負担ということになると思われま。</p> <p>以上です。</p>
加納議長	<p>以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。</p> <p>質問順位4番、清水秀雄議員、水中ウォーキングに係る交通対策について町長に質問を行います。</p>
清水議員	<p>それでは、私は町長に水中ウォーキングに係る交通対策についてお伺いをいたします。</p> <p>高齢者は、日常生活においてみずからの健康維持にさまざまな努力を重ねています。とりわけ周りの人たちの足手まといになりたくないという強い思いがあります。足腰に故障を持つ高齢者が体重の負荷を少なくして筋力を鍛える効果がある水中ウォーキングを希望する人た</p>

ちから温水プールまでの交通対策について要望があり、平成27年12月第4回定例会において町長から希望者の意見を聞いて検討したいとお答えをいただきました。その後希望者と懇談されていますが、その結果どのように検討されたのか、またどのように対処されるのか、対応策についても伺いをいたします。

加納議長  
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

昨年の第4回定例会において高齢者の健康を守ることにについて質問をいただき、近隣町の温水プールで水中ウォーキングを行う方がおり、公共交通機関は利用しにくいため、支援を求める声があるという内容でありました。そのときの回答としては、音更町の温水プールを利用される場合には平成13年度から利用料の助成を開始していること、それから土幌町民プールにおきましては平成22年度に温水ボイラーを設置し、加温していることから、地方バス路線の維持のためにもできる限り公共交通機関を利用させていただきたいということで答弁したところであります。

その後1月19日には、清水議員も同席いただきながら関係の皆様から要望いただいたところであります。その際にも、水中ウォーキングが高齢者の健康維持に有効であることは理解するものであるが、1つ目としては、現在温水プールを利用されている方には町としても50%の利用助成をしているところであり、町外のフィットネスクラブなどさまざまな健康づくりやスポーツ、あるいは文化活動とのバランスはどうかということと、2点目として、音更の温水プールの利用状況についてでありますけれども、平成26年度の実績での販売人数は延べ人数で全体で140人のうち、高齢者については10人であり、7.1%、実人数では全体87人のうち、高齢者の方については6人ということで6.9%であって、利用者はそれほど多くないということであります。それから、3つ目ですけれども、ほかのあれもそうなのですけれども、路線バスの運行経路において輸送のバスを走らせることは難しいということなどの旨をお答えするとともに、高齢者の健康づくりに対する支援についてその充実に努めたいというお話をさせていただいたところであります。

私どもとしては、教育委員会ともいろんな検討をしたところでありますけれども、当面本町の町民プールを活用した水中ウォーキングについての検討を行うとともに、新年度からはフィットネス事業を行うこととしているところであり、多様な健康づくりについて教育委員会あるいは保健福祉課と連携のもと取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。

6番、清水議員。

ただいま町長からお答えをいただいたところでありますが、町長が高齢者の方々とお話し合いをしていただいた後、町長はここでもおっしゃっていますが、高齢者の健康維持に有効であることは理解したというふうに言いつつ、現在もちろん音更のフィットネスクラブ等に行っている人たちがみずからの健康維持のためにそういう努力をされているというということも、それは事実であります。2番目に温水プールの利用状況について述べていますが、これは26年度の数字だと思えますが、ここで言われている6人の数字をもって少ないというふうに町長は言われているわけですが、この時点で温水プールに通っていた人たちというのはみずから自分で、ほとんどの人が多分そうだと思うのですが、自分で温水プールに行くということで努力されていた人たちの数字であろうというふうに思うのですが、実際にあのときにもお話に出てきたのですが、みずから車を運転していくことが困難だという人たちの数字はここには出てきませんから、ですからこの数字をもって少ないということの判断は、それは当たらないというふうに私は思っています。

路線バス運行経路における輸送は難しいという話は、あのときもおっしゃっていました。そのときに、ご婦人方が路線バスを利用するということは私たちにとっても大変なのだ、それは難しいと。なぜならば、温水プールでウォーキングした後、例えばあそこから、直接路線バスは温水プールまで行っていませんから、その間ほかの交通手段を利用するとしても、さらに路線バスを待合所で待つということで外で、今待合所は昔と違いまして全く何もありませんから、吹きさらしのところで待つわけですから、そういう状態では風邪を引いてしまうということで、それは困難ですよという話だったことはご承知だと思います。そうするとどうするかということなのですが、そのことについてはまたこれは1つ論議があります。

町長は、高齢者の健康づくりの充実に努めたいとおっしゃっているのですが、当面本町の町民プールを活用した水中ウォーキングというふうに言われているのですが、本町の町民プールはこれが実際に活用できるのは6月から9月までです。わずか4カ月間だけです。ご婦人方が要望しているのは特に今の時期だと思うのですが、そうすると全くことはかみ合わないのです。実際に路線バスを利用しないで、それではご婦人方の輸送手段というのはないのかというふうに考えるのですが、そのことについては公共交通機関以外は難しいというふうに言われているのですが、営業車を利用することは構わないと思うのですが、その点についてはどうでしょう。

加納議長

町長。

小林町長 路線バスの走っているところに例えば町のバスを走らせるということは適切ではないと、これはこのことだけではなくて言われているところですよ。ですけれども、今言われたように営業の例えばハイヤーを走らせるということはどうかということだと思っておりますけれども、それは何にもひっかかるものではないのではないですかというふうに私は思っていますけれども。

加納議長 清水議員。

清水議員 それで、町長にお伺いしたいと思います。

高齢者の健康づくりに努めたいというふうにおっしゃっているわけですから、高齢者がこの水中ウォーキングをなぜそんなに強く求めているのかということについては、前回の質問と繰り返しになりますけれども、町長は今度新年度でフィットネス事業を行うことにしたと、だからそういうことも利用しながら高齢者は健康維持に努めてくださいということだと思っておりますが、フィットネス事業で健康器具を使いながら筋力を鍛えるということが出来る人たちとそれに対応できない人たちがいるということです。私が求めているのは、そういう点では足腰に故障がある、だから一般的な筋力を鍛える形での行動はなかなか難しい、だから水中ウォーキングに行きたくて努力したいということをお求めているわけですよ。そうすると、そういう人たちの健康維持をどうするか。先ほど言ったように町の温水プールを、加温しているのですかね、利用するにしてもわずか4カ月しかないですよ、では残りの8カ月どうしてくれるのですかという対応が迫られると思っております。

私は、それで先ほどお伺いしたのですが、営業車を活用しての利用ということもそれに対して一定の力添えをしてあげれば、そのことによってご婦人方の要望に応えることができるのではないかとおもうのですが、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

加納議長 町長。

小林町長 前回もお答えしたのですが、水中ウォーキングが健康にいいというのはそのとおりだと思っておりますけれども、ただ前回もお話ししたし、おいでいただいたときもお話ししたのですが、いろいろな活動を町民の方やっているのです。通ってやっている。例えばフィットネスなり文化活動、体育活動やっているのですが、そんな中で50%利用料を負担しているものにさらに乗り物を出すことが、だめだということではなくて、バランスとしてどうかということをお町としてもう少しいろんな検討しなければならないということになります。

それから、もう一つ、町が助成するというのは、町が普及推奨するという場合だとか、あるいは負担が余りにも大きいという場合だとか、代替する措置がない場合だとかということを中心に町も助成金を出しているのですが、今お話にありましたようにタクシーを使って

いくということやられるということも検討しているということであり  
ますから、それは金額がどのくらいなのか、そういうことも見させ  
ていただいて、どうなのかということ町として判断していくものだ  
というふうに思っておりますし、それからお話ありましたように町  
民プールを使った場合に夏の期間しか使えないのですけれども、うち  
でもう少し対応することによって冬も使えるのかどうかということも  
ありますし、使えない期間を支援をしていく必要があるのかどうかと  
いうのも、それは町としていろいろ検討していくということだという  
ふうに今思うので、ご理解をいただきたいと思っております。

加納議長 清水議員。

清水議員 今町長は町民プールをどういうふうにご利用するかということをおっ  
しゃっているのですが、町民プールは冬の間屋根かかかっていないわけ  
ですから、もちろん夏はかけますけれども、しかしわずか4カ月しか  
ないですよと、そこを活用してというのは、その人たちの要望に応え  
るということは困難ではないですか。ですから、そういう人たちの要  
望にどう応えていくかという、そこをお伺いしたのです。

加納議長 町長。

小林町長 今お話あったように、利用者が多いのであれば構造的にかけてやる  
ことが、例えば冬もやれるような施設として構造的に可能かどうかと  
いう検討要るし、だめであればだめなようにして、冬のいろんな利用  
することをどうするかということについては町として考えていきたい  
という、そういう中身であります。

加納議長 清水議員。

清水議員 さらに具体的にお伺いしたいと思っております。

実は、先ほどから私申し上げているように、営業車を利用した場合  
にどんなふうになるかなというふうにちょっと伺ってみました。これ  
は、営業車実際に動かしてみても、これは農協を起点として走ってくれ  
たそうであります。どこを起点にするかということもあるのですが、  
そこに皆さんにお集まりいただいてということで可能だと思うのです  
が、町が利用している価格で検討した結果8,250円ということでした。  
これはワゴン車です。これに仮に8人乗っていくとしますと、9人乗  
りだから8人乗りますと1人当たり1,000円余りになるのですが、婦  
人方は週に1回でも私たちは何とか今の状態だったらそれで我慢でき  
るかなという要望のようでした。仮に8,500円、半分町が助成してい  
ただけたら幾らになるか、4,250円なのです。週1回で月に1万7,000  
円かかります。12カ月で20万4,000円です。私は、これは健康づくり  
推進として決して重たくないお金ではないかなと、町が負担するとし  
て。一方では、ご婦人方にとってはありがたい対応をしていただいた  
というふうに喜んでいただけるし、もしそういう対応ができるとした  
ら、どれぐらいの人たちがいるのでしょうかというふうにちょっと尋ね

てみました。今のところいろいろお話伺っていると、多分20人近くの人たちが今の段階でもいると思いますというお答えでした。

先ほど町長の答弁書の中にもあります。26年度では6人しか音更町の温水プール利用していない。わずかばかりの利用で、それに対応することは困難だという判断だったのだと思うのです。しかし、今私が申しあげましたように、実際に町がこういう対応をしてもらえるのであれば、もっと多くの人たちが、そういう形で自分の健康を維持したいというふうに考えている人たちがいるということをもまずは理解していただきたいと思います。そういう時点に立って、繰り返しになりますけれども、健康づくり推進費という、そういう形での助成は困難ですか、お伺いします。

加納議長  
小林町長

町長。

先ほど申しあげましたように、全体的な高齢者の健康づくりという中でこれについても検討していきたいというふうに思いますけれども、今の段階で助成するというふうにお答えするというのはちょっと難しいのですけれども、検討はさせていただきたいと思います。ただ、逆に言えば1,000円が高いかどうかということもありますよね、そういうこともありますし、それからこれは希望でいくと20人くらいということでもありますけれども、実際にやったときにどのくらいの利用状況になるのかということも含めて検討させていただきたいことでもありますけれども、全体的なバランスの問題と例えば水中ウォーキングにかかわって負担の問題だとか回数の問題だとかも含めて検討させていただきたいと思います。健康にいいということについては私もそういうふうに理解しているので、そういう検討はさせていただきたいと思います。

加納議長  
清水議員

清水議員。

検討させていただきたいというお答えでした。温水プールのレスンプログラムというのは、音更町の温水プールでは毎月変えるのだそうですが、3月のレスンプログラムがどうなっているのかということで、私12月にもとってきましたので、それと比べてみるとほとんど変わらないのですが、いずれにしても月、水、金、木曜日も入っているのですが、月、水、金の中でどの曜日を選ぶかということがあると思うのですが、そういう形でやっています。午前中に行くのか、午後から行くのかという、それもこのほかにありますから、月曜日と金曜日が午前中なのですが、水曜日と金曜日は午後からになります。そういうことで、ご婦人方がどちらを選ぶかということもありますから、それぞれまた検討の必要があるのだと思うのですが、いずれにしてもそういう形で利用していただいて、要望に応じて高齢者の健康を維持していくということでぜひ町が積極的に取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

	加納議長	<p>以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。 これで一般質問を終わります。 ここで1時30分まで昼食休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 0時07分 休憩 午後 1時30分 再開</p>
3	<p>加納議長</p> <p>柴田副町長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。 <a href="#">日程第3、議案第17号「土幌町課設置条例の一部を改正する条例案」</a> <a href="#">を議題といたします。</a></p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第17号 土幌町課設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、学童保育に関する事務の移行及び新たに消防課を設置するために条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料の16ページをお開き願います。まず、課の設置について、第1条であります。新年度から消防業務がとかち広域消防事務組合でスタートすることにより、今までの消防団業務は各市町村の業務となることから、本町では消防職員を町職員に併任し、消防団業務に当たることとしたもので、これに対して消防課を追加をするものであります。</p> <p>次に、第2条は課の事務分掌であります。子ども課の学童保育に関する業務を教育委員会に移行することから、子ども課からこの業務を削除するものであります。新たに、消防課の業務といたしまして消防団に関すること及びその他、消防に関することを追加をするものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則であります。施行時期でありますけれども、平成28年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第17号の説明といたします。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。 (なし)</p> <p>質疑を終結し、討論を行います。 (なし)</p> <p>討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
4	加納議長	<p><a href="#">日程第4、議案第18号「土幌町子ども交流センター設置条例案」</a> <a href="#">を議題といたします。</a></p>

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第18号 土幌町子ども交流センター設置条例案について説明をいたします。

これは、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして施設を公の施設として設置するため、条例を制定するものであります。

この施設は、昨年から土幌小学校の西側で工事を実施していましたが、去る2月24日に完成をいたしまして、4月利用開始に向けて現在準備を進めているところであります。

第1条は設置、第2条では名称及び位置、第3条は管理運営としてセンターの管理運営は教育委員会が行うということとし、同条第2項で運営の業務は委託することができるように規定したものであります。

第4条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めることとしております。

この施設では、学童保育、放課後子ども教室、一般開放などの事業を行うことといたしまして、教育委員会の規則でそれぞれ規定をすることとしております。

附則でありますけれども、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第18号の説明といたします。

加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。  
(なし)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。  
(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 [日程第5、議案第19号「土幌町学童保育所条例の全部を改正する条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第19号 土幌町学童保育所条例の全部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、土幌町子ども交流センターの設置に伴いまして、土幌学童保育所の位置を改め、北中音更小学校の閉校に伴い、北中音更学童保育所を閉所し、子育て支援のための学童保育使用料の額を引き下げをしまして、学童保育所に係る事務を教育委員会に委任するため、この条例の全部を改正をするものであります。

説明資料は17ページでございます。まず、第2条では土幌学童保育

	<p>所の位置を改め、北中学童保育所を閉所し、第3条では学童保育所の管理運営を教育委員会が行うこととします。</p> <p>19ページの第9条では、現行の使用料月額3,000円、午後5時までに閉所する学童保育所は2,000円と規定をしておりましたが、改正案ではそれぞれ半額にすることを規定をしております。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、平成28年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第19号の説明といたします。</p>
加納議長 加藤議員	<p>これより質疑を行います。ございませんか。11番、加藤議員。</p> <p>ただいま提案の中の学童保育のことなのですけれども、使用料が半額になるということなのですけれども、半額になる根拠は何でしょうか。</p>
加納議長 柴田副町長 加納議長 加藤議員	<p>副町長。</p> <p>これも平成28年度の子育て支援策といたしまして使用料の減額をいたしまして、それぞれ半額とするものであります。</p> <p>11番、加藤議員。</p> <p>教育委員会がこれから所管するということで、指導員のほうの募集、そこら辺の手配の部分は、そうするとその部分も含めて教育委員会のほうで担っていただけるということですね。</p>
加納議長 堀江教育長	<p>教育長。</p> <p>学童保育所の運営につきましては、現在も中土幌の温真会に委託して実施しております。その温真会の中で指導員等を募集していくものと考えております。</p>
加納議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><b>日程第6、議案第20号「土幌町地域創造発信拠点施設設置条例案」を議題といたします。</b></p>
柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第20号 土幌町地域創造発信拠点施設設置条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、土幌町地域創造発信拠点施設、いわゆる新道の駅の設置のための条例を制定するもので、地方自治法第244条の2により、公の施設の設置及び管理等につきまして定めるものであります。</p>

まず、第1条では、地域産業の活性化と地域情報の発信による交流の促進を目的とする施設というふうに規定をしてあります。

第2条では名称と位置を規定し、この名称を土幌町地域創造発信拠点施設といたしました。

第3条では事業の内容、第4条では施設の設備について、第5条では施設に関し指定管理により業務を行わせる規定について定めるものであります。

第6条では休館日等について、第7条は利用料金についての規定でありまして、第2項では別表に規定する利用料金の上限額を定めております。

36ページをお開きください。別表を中段から下段にかけて載せておりますが、建物内の施設の利用料金を1平方メートル当たり一月1,760円、建物の外の利用料金を1平方メートル当たり一月1,250円を上限としているものであります。この備考欄には利用料金の端数の積算方法などについて規定をしております。

続きまして、第8条ですけれども、前のページに戻っていただきまして、これは利用の許可について定めるもので、指定管理者が使用の許可をするものとしたしまして、同条第3項に許可をしてはならない項目を定めてあります。

第9条以降は一般的な事項でありますので、説明については省略をさせていただきます。

附則でございますけれども、施行期日は平成28年4月1日からとするものであります。

この第2号は準備行為の規定といたしまして、第8条の利用許可について施行日前から準備ができるものとするものであります。

以上、議案第20号の説明といたします。

加納議長  
飯島議員

これより質疑を行います。ございませんか。7番、飯島議員。

確認をさせていただきたいのですが、3条で防災というか、災害発生時のことを書いてあるのですが、目的のほうで防災という言葉は必要ないのですか、説明してほしいのですが。

加納議長

副町長。

柴田  
副町長

目的は、大きな目的といたしまして地場産業の活性化を図るための利用と地域情報の発信ということでございますけれども、一般的にはあそこは国道274については防災道路というふうに規定をしておりますので、そこの部分については災害発生時そういうこと、被災者への支援ということもあるのだと思いますし、最近の道の駅自体が災害時のための暴風雪のときの避難所だとか、そういうふうになっておりますので、特に設置の目的の中では入れてありません。

加納議長

ほかにごございませんか。

		(な し)
	加納議長	質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7		<a href="#">日程第7、議案第21号「土幌町役場出張所設置条例案」</a> を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第21号 土幌町役場出張所設置条例案について説明をいたします。 これは、現在の中土幌の消防の分遣所が北十勝消防組合が解散となりまして町の施設となることから、これを役場の出張所として位置づけるということで、地方自治法第155条第1項の規定によりまして条例を定めるものであります。 第1条では、出張所の趣旨としての規定をのせてあります。 第2条では名称と位置、名称は土幌町役場中土幌出張所、位置は字中土幌西2線77番地、所轄地域は中土幌地域全域というふうに規定をいたします。 第3条は、委任の規定であります。 附則の実施時期でございますけれども、平成28年4月1日からとするものであります。 以上で議案第21号の説明といたします。
	加納議長	これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8		<a href="#">日程第8、議案第22号「土幌町行政不服審査会条例案」</a> を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第22号 土幌町行政不服審査会条例案について説明をいたします。 この条例につきましては、行政不服審査法関連3法、行政不服審査

法、次の議案第23号でも提案をしておりますが、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の3つの法律が昭和37年制定後約50年ぶりに、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から抜本的に見直されたことによりまして改正するもので、行政不服審査条例では第三者機関の設置基準を定めるため制定をするものであります。

まず、第1条では条例の趣旨でありまして、処分に対する裁決の客観性や公平性を高めるために審査会の組織運営に関する事項を定めるとしており、第2条ではその名称を土幌町行政不服審査会と定めるものであります。

第3条では、所掌事務についての規定であります。

第4条では委員の数を5人以内といたしまして、第5条では委員についての規定を定めたもので、委員は町長が委嘱し、任期は3年といたします。特に、第5項では解任の規定を盛り込んだところであります。

第6条は守秘義務を課しまして、退任後についてもその守秘義務について義務を負うものとしたところであります。

第7条では会長及び職務代理者の規定について、第8条、会議について、第9条は委任規定を規定しております。

附則でありますけれども、施行期日は法の施行日といたしますが、この施行日は平成28年4月1日であります。

第2項は、準備規定であります。

第3項では委員の報酬についての規定で、報酬条例の一部をこの附則により改正をするものでありまして、説明資料の21ページをお開きください。この委員は、弁護士を含め法律等に精通した人を委嘱する必要があることから、報酬額については一律1万2,000円といたしまして、子ども・子育て会議委員の次に審査会会長及び委員の報酬を加えるものであります。

以上、議案第22号の説明といたします。

加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第23号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題といたします。

柴 田  
副 町 長

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

議案第23号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明をいたします。

この条例につきましても、議案の22号で説明したとおり、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

まず、第1条は土幌町手数料徴収条例の一部改正でありまして、説明資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

第4条第6号中、これは手数料の免除規定でありまして、例えば国や他の市町村から公の用事、公用で使用する場合に免除できる規定となっておりまして、同様に行政不服審査会等が特に必要と認めたものについては免除できるということとしたものであります。

次の別表第1の14では、行政不服審査関係資料の交付に関する手数料を新たに追加をするものであります。

次に、第2条は土幌町町税条例の一部改正であります。資料は24ページになります。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

次に、第3条では土幌町行政手続条例の一部改正であります。

第3条第10号の「、異議申立て」及び「、決定」を削りまして、また第19条もアンダーライン部のように改正をするものであります。

次は、第4条は土幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でありまして、説明資料は25ページ、26ページであります。

文言の改正もありますけれども、第4条第2項の第2号で、審査の申し出の際に記載事項といたしまして審査の申し出に係る処分の内容を加えることといたしまして、第3項では引用条文の改正、同条中第6項といたしまして、申し出人が代表者等の資格を失った場合の届け出についての規定を追加をしたところであります。

第6条では書面審査に関する規定でありまして、第2項として電子情報処理組織を利用して弁明された場合についての規定を追加をしたところであります。

同条第5項は、反論があったときの処理についての規定であります。

第11条には決定書の作成の基準に関する規定を追加したものであります。

次に、第5条は土幌町情報公開条例の一部改正であります。説明資料は27ページから29ページであります。

まず、目次等にありますが「不服申立て」を「審査請求」に改めまして、第4章では審査請求の実施についての規定を定めたもので、第15条の2では公開等の決定または公開請求に係る審査請求、これはこの情報公開条例の中で審査等についての規定があるために、審理員による審理規定の手続から除外をするものとしまして、第16条では審査請

求があったときは審査会へ14日以内に諮問することとして、第3項では60日以内に答申をするよう努力目標などが規定をされております。

第17条では、審査請求を棄却する場合の手續についてを規定したところであります。

次に、第6条、土幌町個人情報保護条例の一部改正であります。説明資料は29ページから31ページでありますけれども、これも第5条の情報公開条例と同様な改正でありまして、「不服申し立て」を「審査請求」に改め、第30条では審理手續の適用除外についての規定をいたしまして、第31条及び第32条では審査請求についての裁決を行う際の手續について、第33条では第三者からの審査請求を棄却する場合の手續等について規定をしたものであります。

次に、第7条は土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正であります。説明資料は31ページであります。

第5条の見出し、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、第5条中「不服申立人」を「審査請求人、参加人」に改正をするものであります。

第8条は、土幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第5条第2号中「不服申し立て」を「審査請求」に改正をするものであります。

第9条は、職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、14条の3第6項中「行政不服審査法による不服申し立て」を「審査請求」に改正をするものであります。

以上、この条例改正で9本の条例を改正をするものでありまして、議案の45ページに戻っていただきます。まず、施行期日でありますけれども、行政不服審査法の施行の日、これは平成28年4月1日からとするものであります。

経過措置といたしまして、2項では施行日前に申請された不作為に係るものについては従前の例によるものとし、第3項では固定資産評価審査委員会条例で平成27年度までの固定資産の課税台帳に登録されている価格に係る審査の申し出についても従前の例によるものとするものであります。

第4項では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成27年度までの報告、これも従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第23号の説明といたします。

加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第23号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
1 0	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第10、議案第24号「土幌町防災会議条例の一部を改正する条例案」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第24号 土幌町防災会議条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は、北十勝消防事務組合が解散し、とかち広域消防事務組合に統合されることから、改正をするものであります。</p> <p>説明資料の33ページをごらんください。第3条第5項第7号中「北十勝消防事務組合土幌消防署長及び土幌消防団長」とあるのを「とかち広域消防事務組合土幌消防署長」とし、消防団の組織が組合から町に移管されることから、新たに第8号といたしまして土幌消防団長をここに追加をするものであります。</p> <p>以上、議案第24号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>これより質疑を行います。ございませんか</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第24号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
1 1	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第11、議案第25号「土幌町職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例案」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第25号 土幌町職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は、公務員倫理の規定における一般職及び特別職の区分を地方公務員の規定に合わせるために改正をするものであります。</p> <p>説明資料は34ページであります。第1条中「並びに町長、副町長をいう。」を「及び同条第3号第1号に規定する特別職に属する職員(議会議員を除く。)」に改めるもので、地方公務員法第3条第3項第1号に言う特別職とは、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決、もしくは同意によることを必要とする職のことを言うもので、議会で同意をする非常勤の特別職のことを指しているものです。</p>

		<p>これらの特別職については、公務員倫理の規定が該当するものとしたものであります。ただし、議会議員につきましては、選挙がありまして、政治倫理規定等が課されているものと解するので、この条例からは外してあります。</p> <p>なお、この条例については、北海道条例とこれによって同じにしたものであります。</p> <p>附則では、公布の日から施行するというふうにしたものであります。以上、議案第25号の説明といたします。</p> <p>加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。 (な し)</p> <p>加納議長 質疑を終結し、討論を行います。 (な し)</p> <p>加納議長 討論なしと認め、これから議案第25号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p> <p>加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2		<p><b>日程第12、議案第26号「士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</b></p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>議案第26号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、認定こども園、中士幌保育園に在園する多子世帯及びひとり親世帯等の保育料を軽減するため、条例を改正をするものであります。</p> <p>説明資料は35ページからでありますけれども、36ページをごらんいただきたいと思います。別表1の備考2項、これにつきましては認定こども園の幼稚園型についての保育料の改定となります。これまでひとり親世帯等の保育料につきましては生活保護世帯を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯は在園する一月目の幼児から無料としていましたけれども、これらの所得による制限をなくしまして、対象となる世帯については全て無料といたしまして負担軽減措置を拡大するものであります。</p> <p>次に、第3項をごらんください。これまで多子世帯への保育料の軽減につきましては、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲内に子供が2人以上いる場合第2子目以降について半額、第3子目以降は無料としておりましたけれども、この年齢制限を撤廃することといたしまして、多子世帯への保育料の軽減を図ろうとするものであります。</p>

		す。
		39ページの別表2でありますけれども、この備考2項で、認定こども園保育所型及び中土幌保育園に係るひとり親等についての軽減措置の拡大、また40ページではこれまでの小学校就学前までの在園児を対象としておりました保育料の多子軽減について認定こども園の幼稚園型と同様に年齢制限を撤廃をいたしまして、多子世帯への保育料の軽減を図ろうとするものであります。
		議案に戻っていただきまして、附則であります。施行時期でありますけれども、平成28年4月1日から施行するものであります。
		以上で議案第28号の説明といたします。
加納議長		これより質疑を行います。ございませんか。 (な し)
加納議長		質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
加納議長		討論なしと認め、これから議案第26号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
加納議長		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		<a href="#">日程第13、議案第27号「土幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案」</a> を議題といたします。
柴 田 副 町 長		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第27号 土幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 これは、総合研修センター内の木工室を廃止しましてトレーニング室を新設するため、改正をするものであります。 説明資料は42ページでございます。現行の木工室につきましては、既に木工クラブが解散してから利用がないこと、また近年健康増進のためにフィットネス事業の開始の要望があり、この木工室を改造いたしましてフィットネスの事業を試行的に行うため、トレーニング室に変更しようとするもので、使用料については無料ということにしようとするものであります。 議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、平成28年5月1日から施行するものであります。5月とするのは、4月中に機械器具等を移動しましてトレーニング室に改造をするということで、5月からフィットネス事業の施行を開始するということを予定したところで、この5月1日からとしたものであります。 以上で27号の説明といたします。
加納議長		これより質疑を行います。3番、秋間議員。
秋間議員		ふるさと資料館、無料というふうになっているのですけれども、こ

これはこれでいいと思うのですけれども、ただあその場合は活用というのとは何か特別なことであそこを活用しているのですか、現状では。ということは、資料館は我々町民が、または町外の人方があそこを研修に行くというふうに、研修というか、見学に行くというか、そういう形で利用するのがほとんどだと思うのですけれども、ここで無料、無料は無料で当たり前なのですけれども、規定する必要があるのかと、わざわざ無料として。

加納議長 秋間さん、これトレーニング室を改造するという話であって。  
秋間議員 それはわかっています。それは当然そのことでわかっているのですけれども、この資料の説明のところにもふるさと資料館も無料というふうになっていますから、料金の全体の中で、それでちょっと聞いているのですけれども、条例案は今のところはトレーニングの関係の条例案ですから、それはいいのですけれども、たまたまこの利用の中での説明資料の中に載っていますから、それでちょっとお聞きをしているのですけれども。

加納議長 暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時11分 再開

加納議長 暫時休憩を解きます。

ほかに質問ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

14

[日程第14、議案第28号「土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第28号 土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒に係る学校給食費を免除するため、学校給食費の減免規定を追加をするものであります。

説明資料は43ページであります。改正案の第5条に学校給食費の減免規定を加えようとするものでありまして、新旧対照表の下に土幌町

学校給食センター設置条例施行規則の改正案を掲載をしておりますけれども、この教育委員会規則第10条で、教育長は保護者が土幌町立小中学校に在学する児童生徒を3人以上養育し、かつこれらの児童生徒と生計を同じくする場合、当該児童生徒のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降である土幌町立小中学校に在籍する児童生徒に係る学校給食費について別に定めるところにより、その学校給食費を免除することができるものと規定をするものであります。

さらに、教育委員会規則を受けて、土幌町第3子以降学校給食費免除実施要綱を制定しまして、第2条で免除対象者を規定をする予定であります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案28号の説明といたします。

加納議長  
和田議員

これより質疑を行います。ございませんか。2番、和田議員。

今第3子以降は無料ということなのですが、その後順番に卒業していきますと4子目は、その次は今度かかるということになりますよね。そういうことで、今教育現場の中では非常にお金もかかるということからしますと、第3子が上のほうが外れていったらお金がかかるという方法になるのでないのかなと思うのですが、それはどういうことになるのですか、わかりますか。

加納議長  
柴田副町長

副町長。

あくまでも小中学校に在籍をする3子目以降、第3子目から無料になるものでありまして、例えば上の1人が外れますと2人しかいなくなりますから、その分については無料となりませんけれども、また下の子がもしいて入ってくれば、この3子目は、4人目となりますけれども、小中学校には3人いますのでその3子目からまた無料になるということです。

加納議長  
和田議員

和田議員。

そういうことなのです。それで、そのこのところを上から外れていったらということではなくて、無料にしてはどうかというようなことで私は提案したいのですが。

加納議長  
和田議員

ちょっと言っている意味がわからなかったのだけれども、2子目ということか。

和田議員

3子の方が上から外れると該当者が3子目が今度2子になるわけですから。

加納議長  
柴田副町長

副町長。

あくまでも平成28年度以降の子育ての支援策としまして、今回は第3子目からを無料とするという条例改正であります。

加納議長  
加藤議員

11番、加藤議員。

当然今在籍している子供の人数把握しているのです、28年度どれぐら

		いの金額なのか、ちょっと教えてください。
加納議長		給食センター長。
鈴木給食センター所長		学校給食センター所長、鈴木よりお答えします。
加納議長		現在把握しているのは33名対象、小学生がほとんど該当になりますので、金額132万円相当を想定しております。
細井議員		1番、細井議員。 せっかくの機会ですから、第3子目ということでは理解はするのですが、参考のために今土幌の我が町で大体出生率、世帯でどのぐらいいるのか、全国的には1.6だか、1.8に上げたいとかいろいろありますけれども、我が町については、今後の子育て支援等々の参考のために、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。
加納議長		暫時休憩いたします。
		午後 2時18分 休憩
		午後 2時19分 再開
加納議長		休憩を解きます。
小林町長		町長。 その年によって違うのですが、最高なときでしたら1.61から1.66ぐらいの間で推移しているようであります。
加納議長		ほかにございませんか。 (な し)
加納議長		質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
加納議長		討論なしと認め、これから議案第28号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
加納議長		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
15		<a href="#">日程第15、会議案第1号「土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</a>
瀬口議会事務局長		提案理由の説明を行います。議会事務局長。 議会事務局長、瀬口より説明申し上げます。 会議案第1号。 平成28年3月8日、土幌町議会議長、加納三司様。 提出者、土幌町議会議員、清水秀雄、同じく、加藤宏一、同じく、細井文次、同じく、飯島勝、同じく、中村貢。 土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案。 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び土幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。

	<p>次のページをごらんください。本条例案につきましては、下記説明のとおり、土幌町課設置条例の改正等に伴い、一部を改正しようとするものです。</p> <p>次のページの説明資料で説明させていただきます。第2条第1項ア中、町民課の次に消防課を加え、同号にウとして他の常任委員会の所管に属さない事項を新たに加えようとするものです。</p> <p>議案に戻っていただき、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	<p>加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	<p>加納議長 討論なしと認め、これから会議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	<p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
16・17	<p>日程第16、議案第29号「平成28年度土幌町一般会計予算」</p>
18・19	<p>日程第17、議案第30号「平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会</p>
20・21	<p>計予算」</p>
22・23	<p>日程第18、議案第31号「平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別</p>
24	<p>会計予算」</p> <p>日程第19、議案第32号「平成28年度土幌町介護保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第20、議案第33号「平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計予算」</p> <p>日程第21、議案第34号「平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第22、議案第35号「平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第23、議案第36号「平成28年度土幌町農業共済事業特別会計予算」</p> <p>日程第24、議案第37号「平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算」</p> <p>以上9件を一括議題といたします。</p> <p>職員に朗読させます。</p> <p>なお、予算書の各表の朗読は省略し、議案書のみ朗読いたします。</p>
藤 内	<p>議案第29号 平成28年度土幌町一般会計予算。</p>
総務係長	<p>地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度土幌町一般会</p>

計予算を、別案のとおり提出する。

議案第30号 平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号 平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第32号 平成28年度士幌町介護保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第33号 平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第34号 平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第35号 平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第36号 平成28年度士幌町農業共済事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第37号 平成28年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成28年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

以上です。

加納議長

お諮りします。

ただいま議題としている議案第29号から議案第37号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会とすることに

決定しました。

引き続きこの場において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時28分)